# セルメディカルチームジャパン倫理規程

2020 年 10 月 1 日制定

**目的**

第 1 条　この規程はセルメディカルチームジャパン（以下「当院」という。）に所属する職員が行う臨床研究又は共同研究（以下「研究等という。」）において、倫理的判断が必要となる場合について、ヘルシンキ宣言の倫理的原則の則り、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）などの該当する倫理指針に基づいて、倫理的観点及び科学的観点から規程を定めることを目的とする。

**対象**

第 2 条　治療予定あるいは治療中の患者より同意を得た場合のみ、共同研究基本方針に基づきその患者を対象とする。

**任務**

第 3 条　本規定の対象となる事項に関し、定められた手続きを経た共同研究に対し次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。

（1）共同研究等の対象となる個人の尊厳、人権の尊重

（2）共同研究等の対象となる個人に理解を求め同意を得る方法

（3）共同研究等によって生じ得る個人への影響と予測される医学上の貢献

**守秘義務**

第 4 条　職員は職務上知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。退職後も同様とする。

**実施計画書等の変更**

第 5 条　実施計画等を変更しようとするときは、その実施計画等の変更について「再生医療等委員会」の承認を受けなければならない。

**報告**

第 6 条　研究実施責任者は、研究終了後すみやかに研究成果について、研究結果報告書により報告するものとする。

**細則**

第 7 条　この規定に定めるもののほか、この規定の実施にあたって必要な事項は院長が定める。